

令和3年1月12日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
総務本部経理部調達管理室

新型コロナウイルス感染症の影響による納税証明書の取扱いについて

物品製造等における競争参加者の資格に関する公示においては、競争参加資格を得ようとする方に対し、消費税及び地方消費税、法人税又は所得税の未納のないことを証明する納税証明書(個人にあってはその3又はその3の2、法人にあってはその3又はその3の3)の提出をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症等の影響により猶予制度の適用を受けられた方は、上記の証明書が発行できません。よって、当面の間、以下のいずれかを提出していただくことにより、猶予制度の適用を受けていることを確認し、申請受付を可能といたします。

- ・「納税の猶予許可通知書」
- ・「換価の猶予許可通知書」
- ・「納税証明書(その1)」

※建設工事及び測量・コンサルタント等業務につきましても、同様の対応としております。(公示にてお知らせしております。)